

玄海原子力発電所操業差止訴訟に係る準備書面 6、7 の概要について

1 . 準備書面 6 について

当社は、新規制基準の合理性について、以下の主張を行った。

新規制基準は、福島第一原子力発電所の事故を受けて発足し、高度の独立性を保障された原子力規制委員会において、電気事業者から中立な立場の外部専門家が関与した公開の審議のもとで、福島第一原子力発電所の事故により得られた知見等最新の科学的知見を踏まえて策定されたものである。

原子力規制委員会の位置づけ、制定経緯及び内容等からすれば、新規制基準には合理性がある。

2 . 準備書面 7 について

当社は、玄海原子力発電所の安全性について、以下の主張を行った。

当社は、玄海原子力発電所について、地域特性を十分に踏まえた設計を行うとともに、多重防護の考え方に基づく設計を行うなどの事故防止対策を行うことで、その安全性を確保している。

さらに、当社は、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、地震、津波等に対する基準を厳格化したほか、火災や浸水等に関する事故防止対策を強化するとともに、炉心の著しい損傷を防止する対策、原子炉格納容器の破損を防止する対策を講じるなど、安全対策の強化を行っている。

したがって、玄海原子力発電所の安全性は、より一層向上している。

以 上